特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	予防接種関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
草加市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
草加市長

公表日
令和7年8月7日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	●事務全体の概要 　予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種台帳、予防接種健康被害救済制度給付認定者台帳

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）　別表の14の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第10条第1～7号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項（25、26、153、154の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（特定個人番号利用事務）に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」とある項（25の項） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（特定個人番号利用事務）に「予防接種法による給付の支給」とある項（27、28、29の項） ●番号法第19条第8号に基づく主務省令 　上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部保健センター
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター 048-922-0200

9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない(入手)　　[　　]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	予防接種関係事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	Ⅰ ５．②所属長	健康づくり課長（兼）草加市保健センター所長 岡田　浩春	健康づくり課長（兼）草加市保健センター所長 平木　勇二	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	Ⅰ １．③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー	事後	記載統一による修正
平成28年6月20日	Ⅱ １．対象人数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年6月20日	Ⅱ ２．取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅱ １．対象人数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅱ ２．取扱者数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅰ ５．②所属長の役職名	健康づくり課長（兼）草加市保健センター所長 平木　勇二	課長（兼）保健センター所長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年7月27日	Ⅱ １．対象人数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅱ ２．取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ １．対象人数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ ２．取扱者数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅳ　リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和2年2月10日	Ⅱ １．対象人数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年2月10日	Ⅱ ２．取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ １．対象人数	令和1年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ ２．取扱者数	令和1年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ １．対象人数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ ２．取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅰ　４．②法令上の根拠	●番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	Ⅰ 1. ②事務の概要	●事務全体の概要 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務	●事務全体の概要 予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種法による予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種法による実費の徴収に関する事務 ●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務ついて追記
令和4年3月10日	Ⅰ 1. ③システムの名称	健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー	健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務ついて追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	Ⅰ ３．法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一の10の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第10条第1～6号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一の10の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第10条第1～6号 ●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会 ・番号法第19条第15号 ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務ついて追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	Ⅰ ４．②法令上の根拠	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） なし（予防接種関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給」とある項（17、18、19の項） ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（16の2、16の3の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」とある項（16の2の項） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給」とある項（17、18、19の項） ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務ついて追記
令和4年3月10日	Ⅱ １．対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務ついて追記
令和4年12月7日	Ⅰ ３．法令上の根拠	●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会 ・番号法第19条第15号 ・番号法第19条第5号（委託先への提供）	●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会 ・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	制度見直しによる修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価
令和4年12月7日	Ⅰ ５．②所属長の役職名	課長（兼）保健センター所長	課長	事後	組織改組による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月7日	Ⅰ ７．請求先	郵便番号340-0016 埼玉県草加市中央1-5-22 048-922-0200 健康福祉部健康づくり課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	Ⅰ ８．連絡先	郵便番号340-0016 埼玉県草加市中央1-5-22 048-922-0200 健康福祉部健康づくり課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-0200	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和4年12月7日	Ⅱ １．対象人数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月7日	Ⅱ ２．取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年3月29日	Ⅰ ５．①部署	健康福祉部健康づくり課	健康福祉部保健センター	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	Ⅰ ５．②所属長の役職名	課長	所長	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	Ⅰ ７．請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	Ⅰ ８．連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-0200	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター 048-922-0200	事前	組織改組による修正
令和5年9月5日	Ⅱ １．対象人数	令和4年10月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	Ⅱ ２．取扱者数	令和4年10月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月8日	Ⅰ 1. ②事務の概要	（省略） ●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	（省略） ●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）機能縮小に伴う修正
令和6年5月8日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一の10の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第10条第1～6号 ●新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会 ・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲） 別表第一の10の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第10条第1～6号	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）機能縮小に伴う修正
令和6年5月8日	Ⅰ 5. ①部署	健康福祉部保健センター	健康推進部保健センター	事後	組織改組による修正
令和6年5月8日	Ⅰ 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事後	組織改組による修正
令和6年5月8日	Ⅰ 8. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター 048-922-0200	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康推進部保健センター 048-922-0200	事後	組織改組による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月8日	Ⅱ 1. 対象人数	令和5年7月1日　時点	令和6年5月1日	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和5年7月1日　時点	令和6年5月1日	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年8月7日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）　別表第一の10の項	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）　別表の14の項	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第10条第1～6号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第10条第1～7号	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（16の2、16の3の項） （別表第二における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」とある項（16の2の項） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給」とある項（17、18、19の項）	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項（25、26、153、154の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（特定個人番号利用事務）に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」とある項（25の項） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（特定個人番号利用事務）に「予防接種法による給付の支給」とある項（27、28、29の項）	事後	法令改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月7日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	●番号法第19条第8号に基づく主務省令 上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	法令改正に伴う修正
令和7年8月7日	Ⅱ 1. 対象人数	令和6年5月1日	令和7年7月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年8月7日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和6年5月1日	令和7年7月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年8月7日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業	項目なし	人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 「十分である」 判断の根拠 予防接種関係事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う修正